



消防だより 119

住宅用火災警報器は 設置しましたか？

住 住宅用火災警報器は、火災により発生する熱や煙を感じ

し、音や音声により警報を発し、火災の発生をいち早く知らせる機器です。

消防法の改正により、新築住宅へは平成18年6月1日から設

置が義務づけられていますが、現在お住まいの既存住宅（戸建住宅・共同住宅・マンション・長屋住宅・社宅等）については、平成23年5月31日までに設置をお願いします。

設置場所は、西胆振消防組合火災予防条例に定められた図の場所になりますが、分からないことや質問などがありましたら、洞爺湖消防署(☎76-2119)・温泉分署(☎73-1119)・洞爺分署(☎87-2119)へご相談ください。

住宅用火災警報器 設置による奏功事例!!

住宅用火災警報器を設置していたことで、大事には至らなかった事例が数多くありますが、その中から一部をご紹介します。

※事例1（札幌市）

「移動式灯油ストーブの上に、ボックスティッシュが落下し煙が室内に充滿！」

家人は入浴中でしたが、住宅用火災警報器(煙式)が感知したため直ちに119番通報・初期消火を行い、火災を防ぎました。



奏功事例1用

※事例2（札幌市）

「階段室の壁の中にある電気配線が短絡し、付近から出火！」

家人が2階寝室で就寝中、住宅用火災警報器(煙式)が感知したため1階に就寝している家族を起こし、素早く屋外へ避難することができました。



奏功事例2用

アンケート調査に ご協力をお願いします

洞爺湖消防署では、洞爺湖町内の全世帯を対象として、住宅用火災警報器に関するアンケート調査を実施しています。

「各班長さんを通じて10月31日(日)までに自治会長宅へ返却」して頂けるよう、ご協力をお願いします。

また、住宅用火災警報器に関する説明会等のご希望がありましたら、自治会行事やその他の機会を活用させて頂き、実施しますので連絡をお待ちしています。

なお、アンケート調査は、設置状況の把握を目的として行うもので、消防機関以外の団体又は個人等に公表するものではありません。

統一標語

「消したかな」
あなたを守る合言葉

fire

●火災件数 2件
●救急件数 359件

平成22年1月1日～8月31日現在

